

兵庫県芦屋市
横断歩道橋定期点検結果の概要

令和 7 年 3 月

芦屋市 都市政策部

都市基盤室 基盤整備課

1. 横断歩道橋の状況

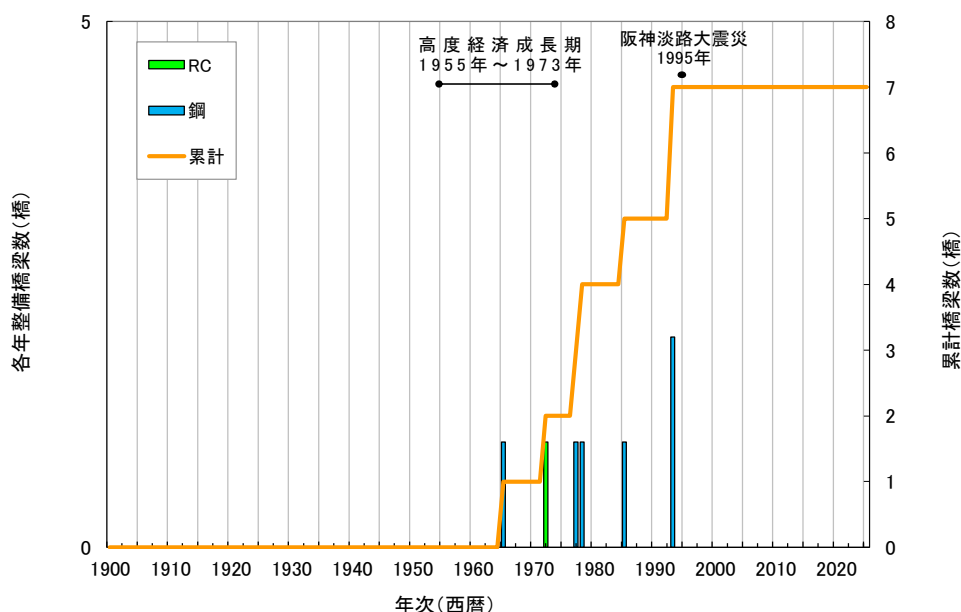
横断歩道橋の高齢化の状況

○芦屋市が管理する横断歩道橋9橋に対して、「兵庫県道路橋定期点検要領（芦屋市版）」に基づき令和4年度に定期点検を実施しました。

○2024年時点で建設後63年となる2橋は、令和6年度までに撤去が完了しました。

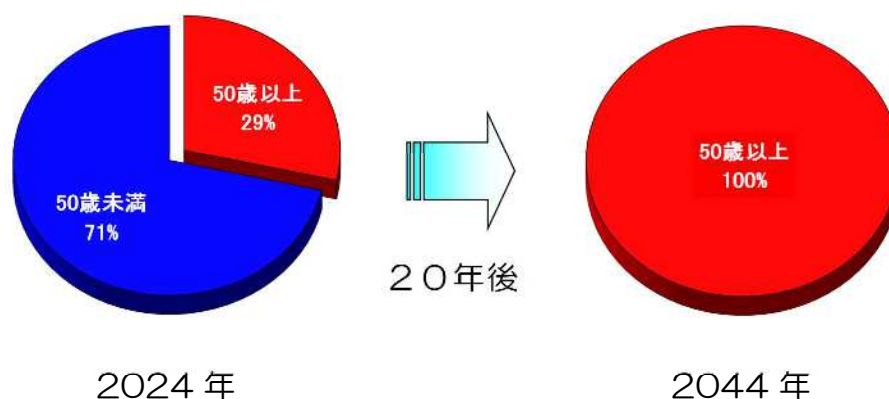
○建設後50年を経過する横断歩道橋は2024年時点で2橋（約29%）ですが、今後20年後には7橋（100%）となり、急速に横断歩道橋の高齢化が進行します。

芦屋市が管理する横断歩道橋の架設状況



※撤去が完了した2橋は含まれていません。

高齢化横断歩道橋の分布の変化



※撤去が完了した2橋は含まれていません。

2. 損傷事例

○横断歩道橋の代表的な損傷事例を下記に掲載します。



床版橋のコンクリートの剥離・鉄筋露出



床版の腐食



支承の腐食・損傷



下部工の腐食

3. 補修・撤去事例

○損傷箇所の代表的な補修・撤去事例を下記に掲載します。



補修前



撤去前



補修後



撤去状況

4. 健全性の考え方

○健全性の判定の単位

横断歩道橋は、機能や役割の異なる多くの部材が複雑に組み合わされた構造体であることから、必要な機能や安全性、耐久性を維持するために、下記の部材単位で判定しています。

主桁・横桁・床版・下部構造・支承・その他

○横断歩道橋毎の健全性の診断

横断歩道橋毎の健全性の診断は、上記の部材単位での判定をもとに、構造特性・環境条件・重要性等考慮し、専門家の意見等も踏まえ、総合的に判断を行っています。

定期点検結果 → 部材単位の健全性 → 横断歩道橋毎の健全性

○健全性の判定区分

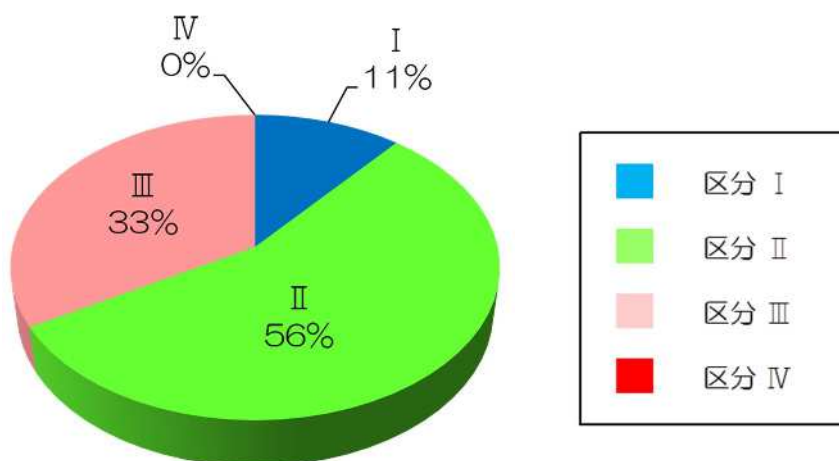
横断歩道橋の健全性の診断は、下記の判定区分により行っています。

区 分		状 態
損傷 小 ↑ ↓ 大 損傷	I 健 全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
	II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
	III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
	IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

5. 点検結果

横断歩道橋の点検結果の状況

○芦屋市が管理する横断歩道橋9橋の定期点検（兵庫県道路橋定期点検要領（芦屋市版））を実施した結果の状況は下記のとおりとなりました。



<点検結果の損傷状況>

区分 I	： 特に大きな損傷はない	⇒ 約 11%
区分 II	： 損傷は小さいがある	⇒ 約 56%
区分 III	： 損傷があり早期に補修が必要	⇒ 約 33%
区分 IV	： 緊急に補修が必要	⇒ 約 0%

＜点検結果の概要＞

- ・緊急措置段階（区分Ⅳ）の橋梁はありませんでした。
- ・早期措置段階（区分Ⅲ）の橋梁が約３３％ありましたが、当該橋梁については、撤去・廃止、対策が完了しています。
- ・今後は、予防保全段階（区分Ⅱ）の対策を進めていきます。

＜損傷の特徴＞

- ・鋼橋：床版、支承、下部工の経年的な鋼材の腐食等。
- ・RC コンクリート橋：コンクリートの剥離・鉄筋露出。

6. 健全性の判定区分と対策

○健全性の診断により、適切な対策を行います。

【健全性の判定区分と対策】

区 分		対 策 方 針	対 策 例
I	健 全	損傷は生じていない状態のため、特に対策は実施しません。	
II	予防保全段階	軽微な損傷がある状態のため、長寿命化修繕計画に基づき、予防保全の観点から対策を行い、コストの縮減を図ります。	・防水層の設置 ・再塗装 等
III	早期措置段階	今後、構造物の機能や安全性に影響することが考えられる損傷がある状態のため、早期に対策を行い、機能と安全性を確保します。	・あて板補強 ・断面補修 等
IV	緊急措置段階	既に、構造物の機能や安全性に影響する損傷が生じている状態のため、緊急に対策を講じて、機能と安全を回復します。	・床版打替え ・架替え 等

※対策はあくまで目安であり、対策を実施する時期や内容については、各横断歩道橋の重要度や構造等を考慮し、適切な時期と対策を長寿命化修繕計画において検討します。

7. 担当部署

○兵庫県 芦屋市 都市政策部 都市基盤室 基盤整備課
TEL：０７９７－３８－２１１６

兵庫県芦屋市
横断歩道橋定期点検結果の概要

令和 7 年 3 月

芦屋市 都市政策部

都市基盤室 基盤整備課

1. 横断歩道橋の状況

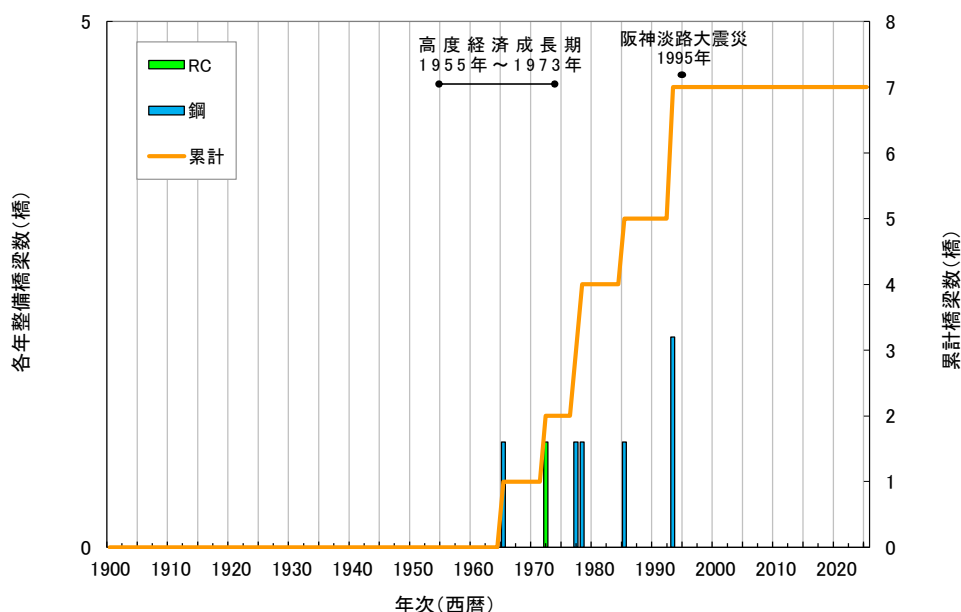
横断歩道橋の高齢化の状況

○芦屋市が管理する横断歩道橋9橋に対して、「兵庫県道路橋定期点検要領（芦屋市版）」に基づき令和4年度に定期点検を実施しました。

○2024年時点で建設後63年となる2橋は、令和6年度までに撤去が完了しました。

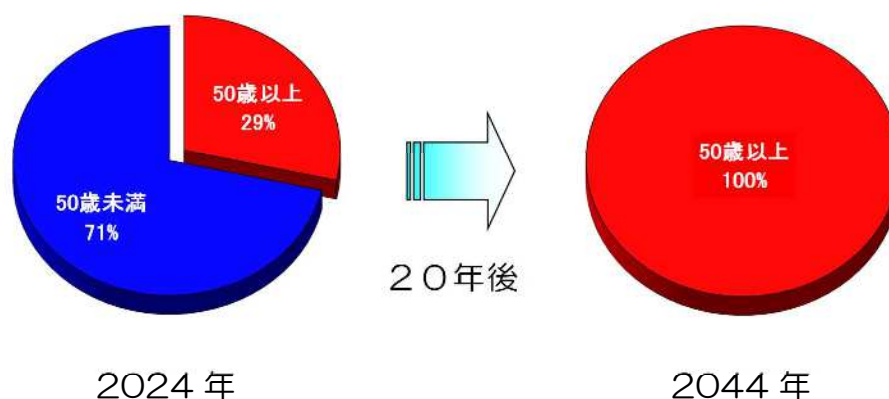
○建設後50年を経過する横断歩道橋は2024年時点で2橋（約29%）ですが、今後20年後には7橋（100%）となり、急速に横断歩道橋の高齢化が進行します。

芦屋市が管理する横断歩道橋の架設状況



※撤去が完了した2橋は含まれていません。

高齢化横断歩道橋の分布の変化



※撤去が完了した2橋は含まれていません。

2. 損傷事例

○横断歩道橋の代表的な損傷事例を下記に掲載します。



床版橋のコンクリートの剥離・鉄筋露出



床版の腐食



支承の腐食・損傷



下部工の腐食

3. 補修・撤去事例

○損傷箇所の代表的な補修・撤去事例を下記に掲載します。



補修前



撤去前



補修後



撤去状況

4. 健全性の考え方

○健全性の判定の単位

横断歩道橋は、機能や役割の異なる多くの部材が複雑に組み合わされた構造体であることから、必要な機能や安全性、耐久性を維持するために、下記の部材単位で判定しています。

主桁・横桁・床版・下部構造・支承・その他

○横断歩道橋毎の健全性の診断

横断歩道橋毎の健全性の診断は、上記の部材単位での判定をもとに、構造特性・環境条件・重要性等考慮し、専門家の意見等も踏まえ、総合的に判断を行っています。

定期点検結果 → 部材単位の健全性 → 横断歩道橋毎の健全性

○健全性の判定区分

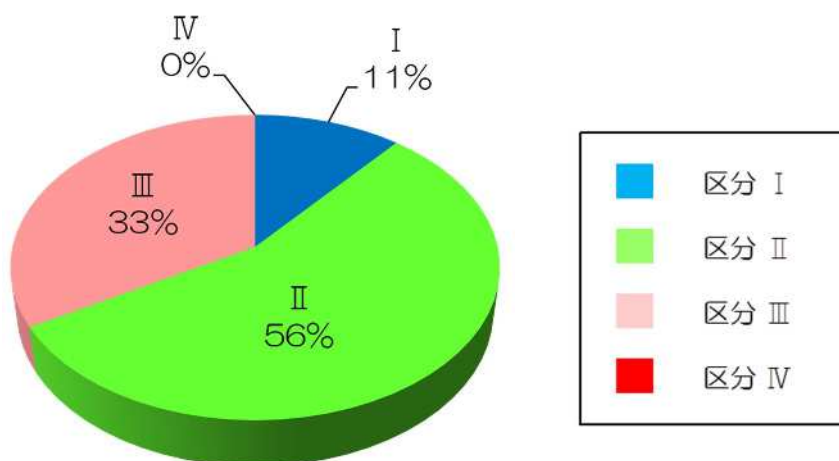
横断歩道橋の健全性の診断は、下記の判定区分により行っています。

区 分		状 態
損傷 小 ↑ ↓ 大 損傷	I 健 全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
	II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
	III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
	IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

5. 点検結果

横断歩道橋の点検結果の状況

○芦屋市が管理する横断歩道橋9橋の定期点検（兵庫県道路橋定期点検要領（芦屋市版））を実施した結果の状況は下記のとおりとなりました。



<点検結果の損傷状況>

区分 I	： 特に大きな損傷はない	⇒ 約 11%
区分 II	： 損傷は小さいがある	⇒ 約 56%
区分 III	： 損傷があり早期に補修が必要	⇒ 約 33%
区分 IV	： 緊急に補修が必要	⇒ 約 0%

＜点検結果の概要＞

- ・緊急措置段階（区分Ⅳ）の橋梁はありませんでした。
- ・早期措置段階（区分Ⅲ）の橋梁が約３３％ありましたが、当該橋梁については、撤去・廃止、対策が完了しています。
- ・今後は、予防保全段階（区分Ⅱ）の対策を進めていきます。

＜損傷の特徴＞

- ・鋼橋：床版、支承、下部工の経年的な鋼材の腐食等。
- ・RC コンクリート橋：コンクリートの剥離・鉄筋露出。

6. 健全性の判定区分と対策

○健全性の診断により、適切な対策を行います。

【健全性の判定区分と対策】

区 分		対 策 方 針	対 策 例
I	健 全	損傷は生じていない状態のため、特に対策は実施しません。	
II	予防保全段階	軽微な損傷がある状態のため、長寿命化修繕計画に基づき、予防保全の観点から対策を行い、コストの縮減を図ります。	・防水層の設置 ・再塗装 等
III	早期措置段階	今後、構造物の機能や安全性に影響することが考えられる損傷がある状態のため、早期に対策を行い、機能と安全性を確保します。	・あて板補強 ・断面補修 等
IV	緊急措置段階	既に、構造物の機能や安全性に影響する損傷が生じている状態のため、緊急に対策を講じて、機能と安全を回復します。	・床版打替え ・架替え 等

※対策はあくまで目安であり、対策を実施する時期や内容については、各横断歩道橋の重要度や構造等を考慮し、適切な時期と対策を長寿命化修繕計画において検討します。

7. 担当部署

○兵庫県 芦屋市 都市政策部 都市基盤室 基盤整備課
TEL：０７９７－３８－２１１６